

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- AIを活用したYoutube動画の制作に実績があり、これらの技術を活用したノウハウを取引先各社に提供することが可能。製品やサービスのプロモーション等に活用することができます。
- 省エネ、新エネ、再生可能エネルギー、カーボンニュートラル等の広報事業に長く携わっていることから、これらの知識やデータを高いレベルで保有しています。これらの知識を活かした取引については、技術供与を惜しみなく提供してまいります。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②型管理などのコスト負担

契約のひな形を参考に型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形取引はありません。基本的な取引条件は末日締、翌月末現金にてお支払いとなります。また、2回目以降の取引については、取引先様のご要望に極力沿えるよう、努力いたします。

④知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。また、当社が持つ知的財産権についてもまた、譲渡は行いません（特にイラスト、写真、デザイン、版下、映像等の著作権・使用権については二次利用も含め基本的に譲渡はありません）。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- 環境面に配慮したグリーン購入に努め、また、取引先様とは共存共栄の前提で事業を行うことを約束いたします。
- 単発の取引ではなく長期的な取引ができるよう、努めてまいります。
- 国内製造、国内生産、国産原材料にこだわった取引を行い、日本国内の経済発展の一助となるような取引を優先します。

2023年4月5日

有限会社スズキデザインワークス

企 業 名

取締役 鈴木 剛

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。